



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*59 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第59号

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成20年和歌山県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請手続) 第2条 条例第4条の規定による申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</p> <p>(通知手続) 第3条 県税事務所の長は、<u>条例第4条の規定による申請に対する処分をしたとき又は当該処分を変更したときは、別記第2号様式によりその旨を通知</u>しなければならない。</p>	<p>(申請手続) 第2条 条例第4条の規定により課税免除の申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</p> <p>(通知手続) 第3条 県税事務所の長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、別記第2号様式による<u>通知書により承認又は不承認の通知</u>をしなければならない。</p>

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

促進区域における 税課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所又は所在地 _____
 氏名又は法人名 _____ (印)
 法人の場合は
 代表者氏名 _____ (印)
 生 年 月 日 _____
 個人番号又は法人番号 _____
 電 話 番 号 _____

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

新設し、又は増設した家屋等	取得年月日	事業の用に供した年月日	取得価額	床面積
	年 月 日	年 月 日	円	m ²
	年 月 日	年 月 日	円	m ²
	年 月 日	年 月 日	円	m ²
計			円	m ²

同上家屋等の敷地である土地	取得年月日	家屋着工(取得)年月日	所在地	面積
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
	年 月 日	年 月 日		m ²
計				m ²

地域経済牽引事業計画承認日	年 月 日
主務大臣確認日	年 月 日

設置した対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額	
種類	取得価額
家 屋	円
構 築 物	円
上記家屋又は構築物の敷地である土地	円
合 計	円

備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「新設し、又は増設した家屋等」欄及び「同上家屋等の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 3 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあつては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 4 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
 - (1) 不動産取得税の課税免除の申請をする場合又は和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例第3条に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）につき初めて同条例第1条に規定する県固定資産税の課税免除の申請をする場合
 - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
 - イ 事業所位置図
 - ウ 事業所内配置図
 - エ 事業用建物の各階平面図
 - オ 設備配置図
 - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
 - キ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第25条の確認を受けたことを証する書類
 - ク その他県税事務所長が必要と認める書類
 - (2) (1) 以外の場合
 - ア 申請する年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
 - イ 申請する年度においても減価償却資産を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の確認を受けた事業の用に供していることを明らかにする書類
 - ウ その他県税事務所長が必要と認める書類

別記第2号様式 (第3条関係)

(その1)

促進区域における

税課税免除通知書

新(増)設事業所	所在地	
	名称	

不動産取得税	区分	年度	納税通知書番号	基本税額	免除税額	差引納付税額
	家屋			円	円	円
	土地			円	円	円

県固定資産税	年度	納税通知書番号	基本税額	免除税額	差引納付税額
			円	円	円

年 月 日付けで申請のあった(決定した) 税課税免除
 については、上記のとおり決定(変更)したので、通知します。

年 月 日

県税事務所長



様

お知らせ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(その2)

促進区域における

税課税免除不承認通知書

新(増)設事業所	所在地		
	名 称		
税 目	税	納税通知書番号	
年 度			
<p>年 月 日付で申請のあった 税課税免除については、 下記理由により不承認としたので、和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第61号）第3条の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>			
理 由			
お 知 ら せ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の別記第1号様式及び別記第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。